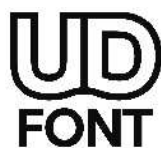


# 台風第19号被害に対する 支援制度等のご案内

令和元年12月21日現在

世田谷区



見やすいユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



## 目次

## 一般の方へ(どなたでも受けられる可能性があるもの)

No.	制度の名称	問い合わせ先	支援の種類	ページ
1	り災証明書の発行	各まちづくりセンター	応急対応	1
2	災害見舞金の支給	各まちづくりセンター	給付	1
3	社会福祉協議会緊急援護金	各まちづくりセンター ただし、台風第19号で被害を受けた玉川地域については、玉川地域社会福祉協議会事務所(03-5491-8525)	給付	2
4	災害義援金	地域行政部地域行政課 03-5432-2037	給付	2
5	災害弔慰金の支給	危機管理室災害対策課 03-5432-2262	給付	2
6	災害障害見舞金の支給(重度の障害を受けた方に支給)	地域行政部窓口調整・番号制度担当課 03-5432-2139	給付	3
7	【国制度】 被災者生活再建支援金の支給	各総合支所地域振興課	給付	3
8	【東京都制度】 被災者生活再建支援金の支給	各総合支所地域振興課	給付	4
9	【国制度】 災害援護資金の貸付	各総合支所地域振興課	融資	5
10	【東京都制度】 災害援護資金の貸付	各総合支所地域振興課	融資	6
11	住宅応急修理制度	都市整備政策部住宅課 03-5432-2499	応急対応	7
12	東京都の支援制度を活用した「(仮称)世田谷区令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金」	都市整備政策部住宅課 03-5432-2499	応急対応	8
13	住民税の減免、徴収猶予等	財務部納税課納税相談係 03-5432-2208	減免	8
14	【東京都制度】 固定資産税・都市計画税の減免	世田谷都税事務所 03-3413-7111	減免	9
15	【東京都制度】 自動車税の減額	世田谷都税事務所 03-3413-7111	減額	9
16	【東京都制度】 個人事業税、事業所税(23区内)の減免	各都税事務所	減免	9

17	【国制度】 所得税及び復興特別所得税の雑 損控除、災害減免制度等	玉川税務署個人課税第1部門 03 - 3700 - 4131	減税・ その他	10
18	災害ごみの処理手数料等の減免	各清掃事務所	減免	10
19	国民健康保険料の減免・徴収猶 予等	保健福祉部国保・年金課資格賦課担当 03 - 5432 - 2331 保健福祉部保険料収納課納付相談(徴 収猶予等) 03 - 5432 - 2343	減免	11
20	国民健康保険一部負担金の免除	保健福祉部国保・年金課保険給付係 03 - 5432 - 2349	減免	11
21	国民健康保険受診時の被保険者 証提示免除	保健福祉部国保・年金課資格賦課担当 (資格確認)03 - 5432 - 2331 保健福祉部国保・年金課保険給付係 (医療費)03 - 5432 - 2349	応急対応	12
22	国民健康保険被保険者証・高齢 受給者証の再発行	保健福祉部国保・年金課資格賦課担当 03 - 5432 - 2331	一般	12
23	国民年金第1号被保険者に対す る保険料免除	保健福祉部国保・年金課国民年金係 03 - 5432 - 2356	減免	12
24	消毒作業	世田谷保健所生活保健課 03 - 5432 - 2903	応急対応	13
25	区営・区立住宅の提供等	都市整備政策部住宅課 03 - 5432 - 2499	応急対応	13
26	建築確認申請等の手数料の免除	都市整備政策部建築審査課 03 - 5432 - 2474 都市整備政策部建築調整課 03 - 5432 - 2463	減免	13
27	住民票等の交付手数料の免除	地域行政部住民記録・戸籍課 03-6413-9481	減免	14
28	税証明の交付手数料の免除	財務部納税課収納・税証明係 03 - 5432 - 2197	減免	15
29	緊急小口資金(特例貸付)	世田谷区社会福祉協議会 ぶらっとホ ーム世田谷 生活福祉資金担当 03 - 3419 - 2611	融資	15
30	NHK放送受信料の免除	NHK中央営業センター 03 - 5456 - 2141	減免	16

## 高齢者・障害者の方へ

No.	制度の名称	問い合わせ先	支援の種類	ページ
1	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390	減免	17
2	後期高齢者医療保険一部負担金の免除	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390	減免	17
3	後期高齢者医療保険一部負担金の還付	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390	還付	18
4	後期高齢者医療保険受診時被保険者証提示免除	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390	応急対応	18
5	後期高齢者医療被保険者証の再発行	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390	一般	18
6	介護保険料の免除、徴収猶予等	高齢福祉部介護保険課資格保険料係 03 - 5432 - 2643	減免	19
7	介護保険利用者負担額の免除	高齢福祉部介護保険課保険給付係 03 - 5432 - 2646	減免	19
8	介護保険被保険者証等の再発行	高齢福祉部介護保険課資格保険料係 03 - 5432 - 2643	一般	19
9	要介護認定等有効期間の特例	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係 03 - 5432 - 2912	応急対応	19
10	障害福祉サービス等の利用者負担金の免除	各総合支所保健福祉課	減免	20
11	特別障害者手当等の特別措置	障害福祉部障害施策推進課 03 - 5432 - 2388	応急対応	20
12	心身障害者医療費助成制度(マル障)の特別措置	障害福祉部障害施策推進課 03 - 5432 - 2388	応急対応	20
13	ひまわり荘緊急一時保護事業	障害福祉部障害者地域生活課 03 - 5432 - 2420	応急対応	21
14	なかまっち自立体験事業	障害福祉部障害者地域生活課 03 - 5432 - 2420	応急対応	21
15	松原けやき寮自立体験事業	障害福祉部障害者地域生活課 03 - 5432 - 2420	応急対応	21

## 子ども・学校

No.	制度の名称	問い合わせ先	支援の種類	ページ
1	児童手当の特別措置	子ども・若者部子ども育成推進課 03 - 5432 - 2309	応急対応	22
2	児童扶養手当の特別措置	各総合支所子ども家庭支援課	応急対応	22
3	特別児童扶養手当の特別措置	各総合支所子ども家庭支援課	応急対応	22
4	児童育成手当の特別措置	各総合支所子ども家庭支援課	応急対応	23
5	産後ケア事業(ショートステイ)利用料の減免	子ども・若者部子ども家庭課 03 - 5432 - 2255	減免	23
6	赤ちゃんショートステイ利用料の減免	子ども・若者部子ども家庭課 03 - 5432 - 2255	減免	23
7	子どものショートステイ利用料の減免	子ども・若者部子ども家庭課 03 - 5432 - 2255	減免	23
8	保育料の減免	保育担当部保育認定・調整課 03 - 5432 - 1200	減免	24

## 個人事業者及び中小企業者の方へ

No.	制度の名称	問い合わせ先	支援の種類	ページ
1	中小企業者向け災害応急資金融資あっせん	経済産業部商業課 03 - 3411 - 6603	融資	24
2	セーフティーネット保証4号	経済産業部商業課 03 - 3411 - 6603	融資	25
3	災害復旧資金融資	融資申込受付機関 (東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関など)	融資	26

早見表 <活用事例> 主な支援制度を記載しています。目次と併せてご活用ください。

(1) 当面の生活資金や生活再建の資金が必要

災害見舞金の支給 P1

社会福祉協議会緊急援護資金 P2

【国制度】被災者生活再建支援金の支給 P3

【東京都制度】被災者生活再建支援金の支給 P4

【国制度】災害援護資金の貸付 P5

【東京都制度】災害援護資金の貸付 P6

(2) 住まいを補修したい

住宅応急修理制度 P7

東京都の支援制度を活用した「(仮称)世田谷区令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金」 P8

(3) 税金や保険料等の軽減や徴収猶予をしてほしい

住民税の減免、徴収猶予等 P8

国民健康保険料の減免、徴収猶予等 P11

国民健康保険一部負担金の免除 P11

NHK 放送受信料の免除 P16





一般の方へ(どなたでも受けられる可能性があるもの)

1 制度の名称	り災証明書の発行												
支援の種類	一般(応急対応)												
支援内容	<p>1 り災証明書とは</p> <p>災害により家屋等が被害を受けたことを公的に証明するものです。</p> <p>災害に関する各種給付金や租税・保険料の減免、保険金、融資等各種の被災者支援にかかる制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明します。(詳細は各種制度の窓口にお問い合わせください)</p> <p>令和元年台風第19号(以下、「台風19号」)により被害を受けた場合、区の職員が被害にあった家屋の現地調査を行い、確認した事項に基づき証明書を発行しています。</p> <p>2 被害程度区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>全 壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>半 壊</th> <th>一部損壊 (準半壊)</th> <th>一部損壊 (10%未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害割合</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>20%以上 40%未満</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>10%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>台風19号による災害の被害に係るり災証明書の被害程度は、床上浸水の場合、上記の区分となります。また、床下浸水は一部損壊(10%未満)に含まれます。なお、建物の主たる構造に基づいて調査・判定しています。</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「り災証明書」は、「建物」を対象にしています。門柱、門扉、車庫などの外構、自動車や家財道具などの動産等は「り災証明書」ではなく、「り災届出書兼証明書」の対象となります。(管轄のまちづくりセンターにお問い合わせください。)</li> <li>・り災証明の申請受付は、管轄のまちづくりセンターで行います。</li> </ul>	被害の程度	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)	損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
被害の程度	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)								
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満								
受付・お問い合わせ先	各まちづくりセンター 27 ページ参照												

2 制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類	一般(給付)
支援内容	<p>台風第19号により、生活の本拠となっている住居が被災し、床上浸水以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水)の被害を受けた世帯に、住所地を管轄するまちづくりセンターから見舞金を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住居が全壊または流失 1世帯60,000円(但し、単身世帯は40,000円)</li> <li>2 半壊または床上浸水 1世帯40,000円(但し単身世帯は30,000円)</li> <li>3 当災害による死亡者には、1人90,000円を支給</li> <li>4 生活保護を受けている世帯には、20,000円を加算</li> </ol>

対象	台風第19号により、生活の本拠となっている住居が被災し、床上浸水以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水)の被害を受けた世帯
必要書類	玉川地域の方については、対象世帯に郵送(口座振込用紙と返信用封筒を同封)し、管轄のまちづくりセンターにご返信いただく方式を予定しております。
受付・お問い合わせ先	各まちづくりセンター 27ページ参照

3 制度の名称	社会福祉協議会緊急援護金
支援の種類	一般(給付)
支援内容	上記、災害見舞金と併せて、社会福祉協議会から見舞金(緊急援護金)を支給します。(支給額 1世帯 5,000円)
対象	台風第19号により、生活の本拠となっている住居が被災し、床上浸水以上(全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水)の被害を受けた世帯
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	各まちづくりセンター ただし、台風第19号で被害を受けた玉川地域については、玉川地域社会福祉協議会事務所(03-5491-8525)

4 制度の名称	災害義援金
支援の種類	一般(給付)
支援内容	お寄せいただいた義援金を義援金配分委員会で配分額を決定したのち、被災者に配分します。
対象	り災証明書の交付を受けた方(今後、義援金配分委員会で決定します。)
必要書類	詳細が決まりましたら、区HP等でご案内します。
受付・お問い合わせ先	地域行政部地域行政課 03-5432-2037

5 制度の名称	災害弔慰金の支給
支援の種類	一般(給付)
支援内容	台風第19号により、死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。  ・生計維持者が死亡した場合:500万円 ・その他の者が死亡した場合:250万円
対象	台風第19号により、死亡された方のご遺族(1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹)で、死亡された方と同居、または生計を同じくしていた方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	危機管理室災害対策課 03-5432-2262

6 制度の名称	災害障害見舞金の支給(重度の障害を受けた方に支給)
支援の種類	一般(給付)
支援内容	台風第19号により、重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方に、災害障害見舞金を支給します。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合:250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合:125万円
対象	台風第19号により、重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	地域行政部窓口調整・番号制度担当課 03-5432-2139

7 制度の名称	【国制度】被災者生活再建支援金の支給																							
支援の種類	一般(給付)																							
支援内容	<p>台風第19号により、居住する住宅が大規模半壊以上(全壊、解体、大規模半壊)の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による大規模半壊以上の証明)を受けた世帯に、基礎支援金を支給します。</p> <p>但し、「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った場合は、基礎支援金の支給対象となります。</p> <p>さらに、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための加算支援金を支給します。</p> <p>【基礎支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【加算支援金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請期間】令和2年1月10日から令和2年2月28日まで 建替え中などで、申請期間中に申請が間に合わない方は、申請期間中に下記の問い合わせ先までご連絡ください。</p>			被害の程度	複数世帯	単身世帯	全壊、解体	100万円	75万円	大規模半壊	50万円	37万5千円	再建方法	複数世帯	単身世帯	建設・購入	200万円	150万円	補修	100万円	75万円	賃借	50万円	37万5千円
被害の程度	複数世帯	単身世帯																						
全壊、解体	100万円	75万円																						
大規模半壊	50万円	37万5千円																						
再建方法	複数世帯	単身世帯																						
建設・購入	200万円	150万円																						
補修	100万円	75万円																						
賃借	50万円	37万5千円																						
対象	台風第19号により、居住する住宅が、大規模半壊以上(全壊、解体、大規模半																							

	壊)の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による大規模半壊以上の証明)を受けた世帯(「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った世帯含む)、そのうえで住宅の建設、購入、補修、賃貸を行った世帯
必要書類	東京都と調整中。決まりましたら区ホームページ等でご案内します。なお、対象世帯には、個別に郵送で申請書等の書類をお送りします。
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所地域振興課 03 - 5432 - 2812 北沢総合支所地域振興課 03 - 5478 - 8000 玉川総合支所地域振興課 03 - 3702 - 1603 砧総合支所地域振興課 03 - 3482 - 1321 烏山総合支所地域振興課 03 - 3326 - 1202

8 制度の名称	【東京都制度】被災者生活再建支援金の支給																
支援の種類	一般(給付)																
支援内容	<p>台風第19号により、居住する住宅が「半壊」の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による半壊の証明)を受けた世帯に、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための支援金を支給します。</p> <p>但し、「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った場合は、前の表(上記7)に記載の【国制度】での対象となります。</p> <p>【基準額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>再建方法</th> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>120万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>80万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、実支出費用と比較し、少ない方の額とします。</p> <p>【申請期間】令和2年1月10日から令和2年2月28日まで</p> <p>建替え中などで、申請期間中に申請が間に合わない方は、申請期間中に下記の問い合わせ先までご連絡ください。</p>			被害の程度	再建方法	複数世帯	単身世帯	半壊	建設・購入	200万円	150万円	補修	120万円	90万円	賃借	80万円	60万円
被害の程度	再建方法	複数世帯	単身世帯														
半壊	建設・購入	200万円	150万円														
	補修	120万円	90万円														
	賃借	80万円	60万円														
対象	台風第19号により、居住する住宅が「半壊」の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による半壊の証明)を受け、住宅の建設、購入、補修、賃貸を行った世帯 「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った場合は、【国制度】での対象となります。																
必要書類	東京都と調整中。決まりましたら区ホームページ等でご案内します。なお、対象世帯には、個別に郵送で申請書等の書類をお送りします。																
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所地域振興課 03 - 5432 - 2812 北沢総合支所地域振興課 03 - 5478 - 8000 玉川総合支所地域振興課 03 - 3702 - 1603																

砧総合支所地域振興課 03 - 3482 - 1321  
 烏山総合支所地域振興課 03 - 3326 - 1202

9 制度の名称	【国制度】災害援護資金の貸付																											
支援の種類	一般(融資)																											
支援内容	<p>台風第19号により、概ね1か月以上の療養を要する世帯主の負傷、または家財の1/3以上の損害、住居の半壊以上(全壊、滅失または流失、大規模半壊、半壊)の被害(災害救助法に基づく「り災証明書」による半壊以上の証明)を受けた世帯主に対し、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>貸付には審査があります。</p> <table border="1" data-bbox="395 730 1445 1563"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">(1)世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住宅の半壊または大規模半壊</td> <td>270万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住宅の半壊または大規模半壊</td> <td>170万円 (250万円)</td> </tr> <tr> <td>ウ 住宅の全壊</td> <td>250万円 (350万円)</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅の滅失または流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>保証人有は無利子、保証人無は年1%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内(特別の場合は5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(据置期間を含む)</td> </tr> </table> <p>被災した住宅を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合は、( )の額になります。</p> <p>【申請期間】令和2年1月10日から令和2年1月31日まで</p>	貸付限度額	(1)世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住宅の半壊または大規模半壊	270万円 (350万円)	エ 住宅の全壊	350万円	(2)世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住宅の半壊または大規模半壊	170万円 (250万円)	ウ 住宅の全壊	250万円 (350万円)	エ 住宅の滅失または流失	350万円	貸付利率	保証人有は無利子、保証人無は年1%(据置期間中は無利子)	据置期間	3年以内(特別の場合は5年)	償還期間	10年以内(据置期間を含む)
貸付限度額	(1)世帯主に1か月以上の負傷がある場合																											
	ア 当該負傷のみ		150万円																									
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																									
	ウ 住宅の半壊または大規模半壊		270万円 (350万円)																									
	エ 住宅の全壊		350万円																									
	(2)世帯主に1か月以上の負傷がない場合																											
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																									
	イ 住宅の半壊または大規模半壊		170万円 (250万円)																									
	ウ 住宅の全壊		250万円 (350万円)																									
	エ 住宅の滅失または流失	350万円																										
貸付利率	保証人有は無利子、保証人無は年1%(据置期間中は無利子)																											
据置期間	3年以内(特別の場合は5年)																											
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																											
対象	<p>台風第19号により、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 概ね1か月以上の療養を要する世帯主の負傷</li> <li>2. 家財の1/3以上の損害</li> <li>3. 住居の半壊以上(全壊、滅失または流失、大規模半壊、半壊)の被害</li> </ol>																											

	所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>住民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円未満とします。</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	住民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円未満とします。	
	世帯人数	住民税における前年の総所得金額													
	1人	220万円													
	2人	430万円													
	3人	620万円													
	4人	730万円													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額														
ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円未満とします。															
必要書類	詳細が決まりましたら、区ホームページ等でご案内いたします。														
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所地域振興課 03 - 5432 - 2812 北沢総合支所地域振興課 03 - 5478 - 8000 玉川総合支所地域振興課 03 - 3702 - 1603 砧総合支所地域振興課 03 - 3482 - 1321 烏山総合支所地域振興課 03 - 3326 - 1202														

10 制度の名称	【東京都制度】災害援護資金の貸付
支援の種類	一般(融資)
支援内容	国の制度(上記9)の災害援護資金の貸付を受けて、なお貸付金を必要とする場合は、別に貸付が受けられます。
対象	国の制度(上記9)の災害援護資金の貸付を受けて、なお貸付金を必要とする場合は、150万円を上限として、こちらの制度により追加で貸付が受けられます。  【申請期間】令和2年1月10日から令和2年1月31日まで
必要書類	詳細が決まりましたら、区ホームページ等でご案内します。
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所地域振興課 03 - 5432 - 2812 北沢総合支所地域振興課 03 - 5478 - 8000 玉川総合支所地域振興課 03 - 3702 - 1603 砧総合支所地域振興課 03 - 3482 - 1321 烏山総合支所地域振興課 03 - 3326 - 1202

11 制度の名称	住宅応急修理制度
支援の種類	一般(応急対応)
支援内容	<p>被災した住宅における以下の対象条件を満たす修理については、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の対象になります。</p> <p>この制度は、区が被災者に代わって施工業者と契約し、修理を行うものです。既に契約済みの方で、工事代金を全額支払った場合は対象外となりますので、早急に【受付・お問い合わせ先】へご相談ください。</p> <p><b>【対象となる修理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要で欠くことのできない部分(居室、台所、トイレ等)の応急修理であって、緊急に応急修理を行うことが適当である箇所の必要最小限の修理が対象です。</li> <li>・日常生活に不可欠ではない補修(例えば畳のみや壁紙のみの清掃・補修等)は対象外となります。</li> </ul> <p><b>【修理の限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊・大規模半壊・半壊の場合:1世帯あたり595,000円(税込み)以内</li> <li>・一部損壊(準半壊)の場合:1世帯あたり300,000円(税込み)以内</li> </ul> <p>原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含みます。</p> <p>制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。</p> <p>同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合にも1世帯あたりの額以内となります</p> <p>○施工業者は、申込み受付後にお渡しする、施工業者の一覧表の中から選定していただくか、もしくは、一覧に掲載がない施工業者に依頼される場合は、「住宅の応急修理指定業者願書」を提出してください。</p>
対象	<p>以下のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現に居住している住宅が全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊(準半壊)の被害を受けたこと(被害の程度については、り災証明書により判断します。)</li> <li>2. 応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること</li> <li>3. 災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと</li> </ol> <p>ただし、一時的住居として区が提供する区営住宅等を利用されている方は本制度の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 半壊・一部損壊(準半壊)の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない者(世帯)</li> </ol>
必要書類	申込み時に必要な書類

	1 住宅の応急修理申込書 2 住民票、免許証、保険証等、世帯が居住する住宅の所在が確認できる証明書類のコピー 3 リ災証明書のコピー 4 住宅の被害状況に関する申出書 5 「被災住宅応急修理」申込チェックシート 6 資力に関する申出書(様式第2号) 住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要 7 借家の応急修理にかかる所有者の同意書      借家の場合のみ提出
受付・お問い合わせ先	都市整備政策部住宅課 03 - 5432 - 2499

12 制度の名称	東京都の支援制度を活用した「(仮称)世田谷区令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金」
支援の種類	一般(応急対応)
支援内容	住宅補修工事に対する補助金 既に契約済みの方で、工事代金を全額支払った場合も対象とする (東京都において支援内容等調整中) <b>【対象となる修理】</b> 災害救助法の住宅応急修理制度(9 住宅応急修理制度参照)と同じ <b>【修理の限度額】</b> 1世帯あたり300,000円(税込み)以内
対象	・台風第15号の被害で、リ災証明書の交付を受け一部損壊の判定を受けた方 ・台風第19号の被害で、リ災証明書の交付を受け災害救助法の住宅応急修理制度の対象(9 住宅応急修理制度参照)とならない、一部損壊の判定を受けた方
必要書類	東京都において支援内容等調整中。東京都の支援内容を受け区の補助内容が決まりましたら区HP等でご案内します。
受付・お問い合わせ先	都市整備政策部住宅課 03 - 5432 - 2499

13 制度の名称	住民税の減免、徴収猶予等
支援の種類	一般(減免)
支援内容	台風や水害により住居又は家財に一定以上の損害を受けた場合は、申請により、その状況に応じて税負担の軽減や免除を行っています。  原則として納期日までの申請が必要。
対象	台風や水害により家財に一定以上の損害を受けた方 ・所得による制限あり。 ・保険金等で損害が償われる場合、該当しないこともあります。
必要書類	申請書、リ災証明書等



	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	財務部納税課納税相談係 03 - 5432 - 2208

14 制度の名称	【東京都制度】固定資産税・都市計画税の減免
支援の種類	一般(減免)
支援内容	台風第19号により被害を受けた固定資産(家屋・償却資産)について、申請に基づき固定資産税・都市計画税を一部減免します。 (減免申請後に到来する納期限から対象になります。12月27日までにご申請いただければ第3期分より減免適用となります。)
対象	(家屋)床上浸水または家屋半壊以上の被害を受けた家屋 (償却資産)全償却資産の20%以上の被害を受けた償却資産
必要書類	減免申請書・り災証明書(償却資産については、除却・修繕した資産の明細書)
受付・お問い合わせ先	世田谷都税事務所 03 - 3413 - 7111 (家屋について)固定資産税班 (償却資産について)償却資産班

15 制度の名称	【東京都制度】自動車税の減額
支援の種類	一般(減額)
支援内容	登録自動車につき抹消登録をすると、抹消登録された月の翌月から自動車税を減額します。り災した自動車を解体された場合は、申請により、り災された月の翌月から自動車税を減額します。
対象	り災し、抹消登録をした登録自動車
必要書類	事故車申立書、解体日の確認ができる証明書(解体証明書等)、り災証明書等
受付・お問い合わせ先	世田谷都税事務所(徴収管理班) 03 - 3413 - 7111 東京都自動車税コールセンター 03 - 3525 - 4066

16 制度の名称	【東京都制度】個人事業税、事業所税(23区内)の減免
支援の種類	一般(減免)
支援内容	制度の詳細については、東京都主税局公式ホームページをご確認ください。
対象	<a href="http://www.tax.metro.tokyo.jp/agenda/19taifu.html">http://www.tax.metro.tokyo.jp/agenda/19taifu.html</a>
必要書類	
受付・お問い合わせ先	

17 制度の名称	【国制度】所得税及び復興特別所得税の雑損控除、災害減免制度等
支援の種類	一般(減免・その他)
支援内容	<p>災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税の軽減などを受けられる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ (<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>なお、玉川税務署(3階会議室)において、次の日程で「雑損控除・災害減免制度説明会」を行います。</p> <p>令和2年1月29日(水)・1月30日(木)</p> <p>各日共に9:00~11:30及び13:30~16:00</p> <p>各開催日及び開催時間における内容は、同一のものとなります。</p>
対象	<p>台風や水害により住宅や家財などに損害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得金額による制限あり。</li> <li>・保険金等で損害が償われる場合、該当しないこともあります。</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書もしくはその写し</li> <li>・修繕費用などの災害関連支出の領収書等</li> <li>・被害を受けた住宅の取得年月・取得価額及び床面積などがわかるもの</li> <li>・保険金額等で補てんされる金額がある場合その金額がわかる書類等</li> </ul>
受付・お問い合わせ先	玉川税務署 個人課税第1部門 03-3700-4131

18 制度の名称	災害ごみの処理手数料等の減免
支援の種類	一般(減免)
支援内容	<p>災害により発生したごみの処理が必要で、り災証明書等が交付され、以下に該当する場合には、処理手数料を減免する場合があります。</p> <p>家庭から出る可燃ごみ及び不燃ごみを大量に一度に処分する場合</p> <p>家庭から出る粗大ごみを処分する場合</p> <p>建築廃材は対象外。</p> <p>及び 共に、通常区で収集、運搬、処分をしているものに限りです。</p>
対象	り災証明書等の交付を受けた方
必要書類	<p>り災証明書等</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p>
受付・お問い合わせ先	<p>清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所 03-3425-3111</p> <p>清掃・リサイクル部玉川清掃事務所 03-3703-2638</p> <p>清掃・リサイクル部砧清掃事務所 03-3290-2151</p>

19 制度の名称	国民健康保険料の減免・徴収猶予等
支援の種類	一般(減免)
支援内容	台風や水害により家財に一定以上の損害を受けた場合は、申請により、その状況に応じて減免等を行っています。  【減免の期間】令和2年3月31日まで
対象	台風や水害により家財に一定の損害を受けた世帯
必要書類	国民健康保険証、り災証明書等 詳しくはお問合せください。
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課資格賦課担当(減免) 03 - 5432 - 2331 保健福祉部保険料収納課納付相談(徴収猶予等) 03 - 5432 - 2343

20 制度の名称	国民健康保険一部負担金の免除
支援の種類	一般(減免)
支援内容	被災された被保険者が保険医療機関を受診した場合、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、一部負担金を免除します。 【免除の期間】令和2年1月31日まで  免除できるのは一部負担金のみです。入院時の食費などの自己負担分については免除になりません。 この免除を受けるには、下記の1～5のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日ご加入の保険者から確認が行われることがあります。
対象	次の1～5のいずれかに該当する方が対象です。 1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 3. 主たる生計維持者の行方が不明である方 4. 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した方 5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
必要書類	国民健康保険証、り災証明書
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課保険給付係 03 - 5432 - 2349

21 制度の名称	国民健康保険受診時の被保険者証提示免除
支援の種類	一般(応急対応)
支援内容	被災者は、被保険者証の提示がなくても氏名、生年月日、住所、連絡先を申し立てれば保険医療機関を受診できます。  【対応期間】 令和2年3月31日まで
対象	被災された被保険者
必要書類	現在は保険証・り災証明の提示を求められる場合があります。
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課資格賦課担当(資格確認) 03 - 5432 - 2331 保健福祉部国保・年金課保険給付係(医療費) 03 - 5432 - 2349

22 制度の名称	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の再発行
支援の種類	一般
支援内容	被保険者証等を紛失した場合や汚れなどで記載事項が不鮮明になったときには申請により再交付します。
対象	被保険者証等を紛失、汚損された方
必要書類	運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど。 ご本人確認できた場合のみ、窓口での交付となり、それ以外は郵送での交付となります。
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課資格賦課担当 03 - 5432 - 2331

23 制度の名称	国民年金第1号被保険者に対する保険料免除
支援の種類	一般(減免)
支援内容	住宅、家財等の財産の損害が最大1/2以上の場合、申請に基づき保険料を免除します。  【免除の期間】最大で令和3年6月分まで
対象	住宅、家財等の財産の損害が最大1/2以上の方
必要書類	1 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 2 り災証明書
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課国民年金係 03 - 5432 - 2356

24 制度の名称	消毒作業
支援の種類	一般(応急対応)
支援内容	浸水被害家屋等に対し、消毒作業を実施します。
対象	床上浸水の被害を受けた世帯
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	世田谷保健所生活保健課 03 - 5432 - 2903

25 制度の名称	区営・区立住宅の提供等
支援の種類	一般(応急対応)
支援内容	住宅の損壊または浸水などによって居住継続が困難になった世帯に対し、区営・区立住宅への受付を行います。  【提供戸数】27戸(部屋タイプは、1DK(1~2人程度)の住戸がほとんど) 住宅の場所は選べません。 【使用期間】当面3ヶ月、最長6ヶ月  使用料・保証金・共益費・駐車場使用料は免除になります。
対象	住宅の損壊または浸水などによって居住継続が困難になった世帯
必要書類	り災証明書
受付・お問い合わせ先	都市整備政策部住宅課 03 - 5432 - 2499

26 制度の名称	建築確認申請等の手数料の免除
支援の種類	一般(減免)
支援内容	滅失又は破損した住宅の建替え等にあたり、世田谷区では、確認申請等の手数料を免除します。  【対象となる建物】 1. 用途が一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(以下、住宅等 という)であること。 ただし、次の条件に該当する 「住宅等にそれ以外の用途に供する部分が兼用又は併用する建築物」も対象。 住宅以外の用途に供する床面積の合計が、延べ面積の1/2未満で、50平方メートル以下 2. 被災した住宅に居住されていた方の住宅の確認申請等であること。 既に確認申請等を提出している場合は対象外です。

	<b>【免除手数料及び免除期間】</b>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象手数料</th> <th>受付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請手数料</li> <li>・対象建築物に設置する建築設備の確認申請手数料</li> <li>・対象建築物の敷地のために築造する擁壁の確認申請手数料</li> <li>・建築基準法第43条2項の許可・認定手数料</li> </ul> </td> <td>令和2年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更確認申請手数料、完了検査申請手数料</li> <li>・中間検査申請手数料</li> </ul> </td> <td>令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	対象手数料	受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請手数料</li> <li>・対象建築物に設置する建築設備の確認申請手数料</li> <li>・対象建築物の敷地のために築造する擁壁の確認申請手数料</li> <li>・建築基準法第43条2項の許可・認定手数料</li> </ul>	令和2年3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更確認申請手数料、完了検査申請手数料</li> <li>・中間検査申請手数料</li> </ul>	令和3年3月31日まで
	対象手数料	受付期間					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請手数料</li> <li>・対象建築物に設置する建築設備の確認申請手数料</li> <li>・対象建築物の敷地のために築造する擁壁の確認申請手数料</li> <li>・建築基準法第43条2項の許可・認定手数料</li> </ul>	令和2年3月31日まで						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更確認申請手数料、完了検査申請手数料</li> <li>・中間検査申請手数料</li> </ul>	令和3年3月31日まで						
対象	り災証明により「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された住宅に居住されていた方						
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災証明書</li> <li>2 住民票等</li> <li>3 申請手数料免除申請書</li> </ol>						
受付・お問い合わせ先	都市整備政策部建築審査課03 - 5432 - 2474 都市整備政策部建築調整課03 - 5432 - 2463						

27 制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	一般(減免)
支援内容	各種生活再建のための支援制度等の手続きに際して証明書の交付申請をする被災者に対し、手数料を免除します。
対象	<p><b>【対象となる証明書等の種類】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民票の写し( 除票を含む。)</li> <li>2. 住民票記載事項証明書( 除票記載事項証明書を含む。)</li> <li>3. 印鑑登録</li> <li>4. 印鑑登録証明書</li> </ol> <p><b>【免除対象者】</b> 令和元年10月の台風第19号被害により、各種生活再建のための支援制度等の手続きに際して証明書等の交付が必要な方。</p> <p><b>【取扱期間】</b> 令和元年12月16日から令和2年3月31日まで。</p>
必要書類	災害救助法に基づくり災証明書、各種申請手続きに必要な本人確認書類等
受付・お問い合わせ先	<p><b>【受付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各総合支所くみん窓口及び各出張所の10窓口</li> <li>・キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口及び烏山区民センター案内窓口は、</li> </ul>

	<p>現在の住民票の写し及び印鑑登録証明書のみ取り扱います。</p> <p>・上野毛まちづくりセンター及び喜多見まちづくりセンター 住所地の管轄が上記まちづくりセンターの方に限ります。</p> <p>【お問い合わせ先】 地域行政部住民記録・戸籍課 03-6413-9481</p>
--	--

28 制度の名称	税証明の交付手数料の免除
支援の種類	一般(減免)
支援内容	各種生活再建のための支援制度等の手続きに際して証明書の交付申請をする被災者に対し、手数料を免除します。
対象	<p>【対象となる証明書の種類】</p> <p>1. 住民税課税証明書(非課税証明書を含む。)</p> <p>2. 住民税納税証明書</p> <p>【免除対象者】</p> <p>令和元年10月の台風第19号被害により、各種生活再建のための支援制度等の手続きに際して証明書の交付が必要な方。</p> <p>【取扱期間】</p> <p>令和元年12月23日から令和2年3月31日まで。</p>
必要書類	災害救助法に基づき災証明書、各種申請手続きに必要な本人確認書類等
受付・お問い合わせ先	<p>【受付】</p> <p>・納税課窓口</p> <p>・各総合支所くみん窓口及び各出張所の10窓口</p> <p>・上野毛まちづくりセンター及び喜多見まちづくりセンターの証明書自動交付機 (但し令和2年1月からは、各まちづくりセンターにおいて申請者ご本人の現年度住民税課税(非課税)証明書のみを窓口発行。)</p> <p>【お問い合わせ先】 財務部納税課 03-5432-2197</p>

29 制度の名称	緊急小口資金(特例貸付)
支援の種類	一般(融資)
支援内容	世田谷区に住所を有し、今回の台風による災証明をお持ちの世帯に当座の生活費を貸付します。(上限10万円、世帯状況によっては20万円)
対象	世田谷区に住所を有し、台風第19号のり災証明をお持ちの世帯
必要書類	台風第19号のり災証明、身分証明書
受付・お問い合わせ先	世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷 生活福祉資金担当 03-3419-2611

30 制度の名称	NHK放送受信料の免除
支援の種類	一般(減免)
支援内容	<p>災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信料を免除します。</p> <p>【免除期間】令和元年10月～令和2年3月まで ・放送受信契約者からの届け出により、免除対象となる方を確定します。</p>
対象	災害により、半壊、半焼及び床上浸水以上の被害を受けた方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	NHK中央営業センター 03 - 5456 - 2141



## 高齢者・障害者の方へ

1 制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予
支援の種類	高齢者(減免)
支援内容	災害により被保険者が死亡又は一定の障害者になった場合、床上浸水又は住宅等が3/10以上の被害を受けた場合、被保険者の保険料を申請に基づき減免または徴収猶予します。 <減免対象の保険料> 令和元年10月12日から令和2年3月31日までを納期限とする保険料
対象	1. 災害により被保険者が死亡又は一定の障害者になった方 2. 床上浸水又は住宅等が3/10以上の被害を受けた方
必要書類	1 後期高齢者医療保険料減免申請書 2 り災証明書等
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390

2 制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金の免除
支援の種類	高齢者(減免)
支援内容	被災された被保険者が保険医療機関を受診した場合、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、一部負担金を免除します。 保険証がなくても医療機関等を受診できます。 【免除の期間】令和2年1月31日まで  免除できるのは一部負担金のみです。入院時の食費などの自己負担分については免除になりません。 この免除を受けるには、下記の1～5のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日東京都後期高齢者医療広域連合から確認が行われることがあります。
対象	次の1～5のいずれかに該当する方が対象です。 1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 3. 主たる生計維持者の行方が不明である方 4. 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した方 5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
必要書類	保険医療機関窓口での申告によります。
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390

3 制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金の還付
支援の種類	高齢者(還付)
支援内容	一部負担金の免除の要件に該当する被保険者が、医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合、被保険者は区に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。 < 還付対象の一部負担金 > 保険医療機関(医科・歯科・調剤)の窓口で、免除の申立をしないで、支払った一部負担金 【免除の期間】令和元年10月12日から令和2年1月末まで 一部負担金の支払日の翌日から2年を経過すると、時効により、申請ができません。ご注意ください。
対象	令和元年台風第19号に伴う災害による一部負担金の免除に該当する後期高齢者医療制度の被保険者
必要書類	1 後期高齢者医療療養費支給申請書 2 保険医療機関に支払った一部負担金の領収書 3 災害証明書等
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390

4 制度の名称	後期高齢者医療保険受診時被保険者証提示免除
支援の種類	高齢者(応急対応)
支援内容	被災者は、被保険者証の提示がなくても氏名、生年月日、住所、連絡先を申し立てれば保険医療機関を受診できます。
対象	被災された被保険者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390

5 制度の名称	後期高齢者医療被保険者証の再発行
支援の種類	高齢者(一般)
支援内容	被保険者証等を紛失した場合や汚れなどで記載事項が不鮮明になったときには申請により再交付します。
対象	被保険者証を紛失、汚損された方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	保健福祉部国保・年金課後期高齢者医療担当 03 - 5432 - 2390

6 制度の名称	介護保険料の免除、徴収猶予等
支援の種類	高齢者(減免)
支援内容	一定以上の損害を受けた場合は、申請により、その状況に応じて免除等を行います。
対象	第1号被保険者(65歳以上)で、台風第19号により一定以上の損害を受けた方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	高齢福祉部介護保険課資格保険料係 03 - 5432 - 2643

7 制度の名称	介護保険利用者負担額の免除
支援の種類	高齢者(減免)
支援内容	一定以上の損害を受けた場合は、申請により、介護保険利用者負担額を免除します。 【免除の期間】令和元年10月より1年間
対象	要介護・要支援認定者等で、台風第19号により一定以上の損害を受けた方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	高齢福祉部介護保険課保険給付係 03 - 5432 - 2646

8 制度の名称	介護保険被保険者証等の再発行
支援の種類	高齢者(一般)
支援内容	被保険者証及び負担割合証を紛失した場合や汚れなどで記載事項が不鮮明になったときには申請により再交付します。
対象	被災された被保険者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	高齢福祉部介護保険課資格保険料係 03 - 5432 - 2643

9 制度の名称	要介護認定等有効期間の特例
支援の種類	高齢者(応急対応)
支援内容	要介護・要支援認定者の要介護認定の有効期間を1年間延長します。 【特例期間】令和元年10月より1年間
対象	要介護・要支援認定者で、台風第19号により一定以上の損害を受けた方
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係 03 - 5432 - 2912

10 制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の免除
支援の種類	障害者(減免)
支援内容	被災された方が障害福祉サービスを利用した場合、ご申告いただくことで、負担額を免除します。  免除できるのは利用者負担金のみです。食費などの自己負担分については免除になりません。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所保健福祉課 03 - 5432 - 2865 北沢総合支所保健福祉課 03 - 6804 - 8727 玉川総合支所保健福祉課 03 - 3702 - 2092 砧総合支所保健福祉課 03 - 3482 - 8198 烏山総合支所保健福祉課 03 - 3326 - 6115

11 制度の名称	特別障害者手当等の特別措置
支援の種類	障害者(応急対応)
支援内容	被災者に対する特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当について、支給開始月の特例、所得制限の特例措置、添付書類の省略等の特別措置を講じます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	障害福祉部障害施策推進課 03 - 5432 - 2388

12 制度の名称	心身障害者医療費助成制度(マル障)の特別措置
支援の種類	障害者(応急対応)
支援内容	被災者に対する心身障害者医療費助成制度について、所得制限の特別措置を講じます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	障害福祉部障害施策推進課 03 - 5432 - 2388

13 制度の名称	ひまわり荘緊急一時保護事業
支援の種類	障害者(応急対応)
支援内容	被災者は、使用料を全額免除します。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	障害福祉部障害者地域生活課 03 - 5432 - 2420

14 制度の名称	なかまっち自立体験事業
支援の種類	障害者(応急対応)
支援内容	被災者は、3月の期間内、5割を減額します。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	障害福祉部障害者地域生活課 03 - 5432 - 2420

15 制度の名称	松原けやき寮自立体験事業
支援の種類	障害者(応急対応)
支援内容	被災者は、必要と認める期間、使用料を損害の程度に応じて必要と認めた額に減額、または免除することができます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	障害福祉部障害者地域生活課 03 - 5432 - 2420

子ども・学校

1 制度の名称	児童手当の特別措置
支援の種類	子ども(応急対応)
支援内容	被災者に対する児童手当について、支給開始月の特例、添付書類の省略等の特別措置を講じます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	子ども・若者部子ども育成推進課 03 - 5432 - 2309

2 制度の名称	児童扶養手当の特別措置
支援の種類	子ども(応急対応)
支援内容	被災者に対する児童扶養手当について、支給開始月の特例、所得制限の特例措置、添付書類の省略等の特別措置を講じます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所子ども家庭支援課 03 - 5432 - 2311 北沢総合支所子ども家庭支援課 03 - 6804 - 7526 玉川総合支所子ども家庭支援課 03 - 3702 - 1792 砧総合支所子ども家庭支援課 03 - 3482 - 1344 烏山総合支所子ども家庭支援課 03 - 3326 - 6155

3 制度の名称	特別児童扶養手当の特別措置
支援の種類	子ども(応急対応)
支援内容	被災者に対する特別児童扶養手当について、支給開始月の特例、所得制限の特例措置、添付書類の省略等の特別措置を講じます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所子ども家庭支援課 03 - 5432 - 2311 北沢総合支所子ども家庭支援課 03 - 6804 - 7526 玉川総合支所子ども家庭支援課 03 - 3702 - 1792 砧総合支所子ども家庭支援課 03 - 3482 - 1344 烏山総合支所子ども家庭支援課 03 - 3326 - 6155

4 制度の名称	児童育成手当の特別措置
支援の種類	子ども(応急対応)
支援内容	被災者に対する児童育成手当について、支給開始月の特例、添付書類の省略等の特別措置を講じます。
対象	被災者
必要書類	詳しくはお問い合わせください。
受付・お問い合わせ先	世田谷総合支所子ども家庭支援課 03 - 5432 - 2311 北沢総合支所子ども家庭支援課 03 - 6804 - 7526 玉川総合支所子ども家庭支援課 03 - 3702 - 1792 砧総合支所子ども家庭支援課 03 - 3482 - 1344 烏山総合支所子ども家庭支援課 03 - 3326 - 6155

5 制度の名称	産後ケア事業(ショートステイ)利用料の減免
支援の種類	子ども(減免)
支援内容	被災者に対し、利用料を減免します。
対象	被災者
必要書類	り災証明書
受付・お問い合わせ先	子ども・若者部子ども家庭課 03 - 5432 - 2255

6 制度の名称	赤ちゃんショートステイ利用料の減免
支援の種類	子ども(減免)
支援内容	被災者に対し、利用料を減免します。
対象	被災者
必要書類	り災証明書、子どもの健康保険証、乳幼児(子ども)医療証
受付・お問い合わせ先	子ども・若者部子ども家庭課 03 - 5432 - 2255

7 制度の名称	子どものショートステイ利用料の減免
支援の種類	子ども(減免)
支援内容	被災者に対し、利用料を減免します。
対象	被災者
必要書類	り災証明書、子どもの健康保険証、乳幼児(子ども)医療証
受付・お問い合わせ先	子ども・若者部子ども家庭課 03 - 5432 - 2255

8 制度の名称	保育料の減免
支援の種類	子ども(減免)
支援内容	被災者に対し、保育料を減免します。
対象	被災者
必要書類	保育料等減額・免除申込書、り災証明書またはり災届出書兼証明書
受付・お問い合わせ先	保育担当部保育認定・調整課 03 - 5432 - 1200

**個人事業者及び中小企業者の方へ**

1 制度の名称	中小企業者向け災害応急資金融資あっせん
支援の種類	事業者(融資)
支援内容	被災された中小企業者に災害復旧に要する資金をあっせんします。 利率2.2%のうち1.9%は区が補助、0.3%は本人負担 償還中に他の災害を受け重ねて融資を受ける場合、本人負担率は2回目以降無利子
対象	次の1～4のいずれにも該当する方が対象です。 1. 災害により損害を受けている事業者 2. 個人の場合は区内に住所または主たる事業所が、法人の場合は区内に本店登記所在地があること。 3. 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。 4. 個人の場合は住民税および個人事業税を、法人の場合は法人住民税および法人事業税を滞納していないこと。
必要書類	1 あっせん申込書 2 り災証明書またはり災届出書兼証明書 3 確定申告書・決算書(税務署受付印のあるものまたは税務署が発信したメール詳細付き) 4 法人住民税・法人事業税、個人事業税・住民税の領収書または納税証明書 5 履歴事項全部証明書または住民票 6 見積書 7 印鑑 法人か個人によって必要書類が異なります。
受付・お問い合わせ先	世田谷区産業振興公社 03 - 3411 - 6603



2 制度の名称	セーフティーネット保証 4 号
支援の種類	事業者(融資)
支援内容	<p>自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。</p> <p>保証限度額:無担保保証 8,000 万円、普通保証 2 億円(別枠) 保証割合:100%保証</p> <p>【融資期間】令和元年11月1日～令和2年1月17日 (申込受付期間は告示日から3か月。申込期限は延長される可能性があります。)</p>
対象	<p>次の1～3のいずれにも該当する方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業基本法第2条に基づく中小企業者であること。</li> <li>2. 経済産業大臣が指定した災害により事業に支障を来しており、なおかつ同大臣の指定した地域で1年以上継続して事業を営んでいること</li> <li>3. 中小企業庁が指定する災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量、完成工事高又は受注高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</li> </ol>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定申請書</li> <li>2 確定申告書・決算書(税務署受付印のあるものまたは税務署が発信したメール詳細付き)</li> <li>3 履歴事項全部証明書または住民票</li> <li>4 指定地域内で1年以上継続して事業を行っていることが確認できる資料、売上高等が前年同期比 20%以上であることが確認できる資料(試算表、帳簿、売上計画書など)</li> <li>5 印鑑</li> </ol> <p>法人か個人によって必要書類が異なります。</p>
受付・お問い合わせ先	世田谷区産業振興公社 03 - 3411 - 6603

3 制度の名称	災害復旧資金融資
支援の種類	事業者(融資)
支援内容	<p>令和元年台風第 19 号又は台風第 21 号による直接の被害を受けた中小企業者等に対して、事業の復旧に要する資金を長期かつ低利で融資します。</p> <p>融資限度額:1企業(組合) 2 億 8,000 万円</p> <p>信用保証料:保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料全額を補助する。</p> <p>[融資期間]令和元年11月1日～令和2年 3 月 31 日</p>
対象	<p>次の 1～6 のいずれにも該当する方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業者又は組合であること。</li> <li>2. 都内に事業所(個人事業者は事業所又は住居)を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること(都外の事業所が被災した場合も対象となる。)</li> <li>3. 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている(又は、受ける)こと。</li> <li>4. 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと(完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。)</li> <li>5. 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支援していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</li> <li>6. 令和元年台風第 19 号又は第 21 号による被害について区市町村長が発行する「被災証明書」等の交付を受けたこと。</li> </ol>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書(各 1 部)</li> <li>2 個人情報の取扱いに関する同意書(2 部)</li> <li>3 確定申告書(決算書)の写し(原則直近 2 期分 2 部)</li> <li>4 法人税又は事業税(個人は所得税)の納税証明書</li> <li>5 (法人の場合)商業登記簿謄本</li> <li>6 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書(各 1 部)</li> <li>7 区市町村長が発行する「被災証明書」等</li> </ol>
受付・お問い合わせ先	東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関などの融資申込受付機関 (融資申込受付機関については、区HPをご覧ください。)

まちづくりセンター一覧

施設名	所在地	電話番号	最寄りの駅、バス停	管轄区域
池尻まちづくりセンター	池尻 3-27-21	03-3413-1843	バス停(池尻)	池尻 1~3 丁目、池尻 4 丁目 1~32 番、三宿 1~2 丁目
太子堂まちづくりセンター	太子堂 2-17-1	03-5787-6368	田園都市線・世田谷線(三軒茶屋)	太子堂 1~5 丁目、三軒茶屋 1 丁目
若林まちづくりセンター	若林 3-34-1	03-3413-1341	世田谷線(若林)	若林 1~5 丁目、三軒茶屋 2 丁目
上町まちづくりセンター	世田谷 1-23-5	03-3420-4241	世田谷線(上町)	世田谷 1~4 丁目、桜 1~3 丁目、弦巻 1~5 丁目
経堂まちづくりセンター	宮坂 1-44-29	03-3420-7197	小田急線(経堂)	経堂 1~5 丁目、宮坂 1~3 丁目、桜丘 1~5 丁目
下馬まちづくりセンター	下馬 4-13-4	03-3424-1781	バス停(学芸大学附属高校)	下馬 1~6 丁目、野沢 1~4 丁目
上馬まちづくりセンター	上馬 4-10-17	03-3422-7415	バス停(上馬)	上馬 1~5 丁目、駒沢 1~2 丁目
梅丘まちづくりセンター	梅丘 1-2-18	03-3428-6171	小田急線(梅ヶ丘)	代田 1~3 丁目、梅丘 1~3 丁目、豪徳寺 1~2 丁目
代沢まちづくりセンター	代沢 3-27-3	03-3413-0513	小田急線・井の頭線(下北沢)	代沢 1~5 丁目、池尻 4 丁目 33~39 番
新代田まちづくりセンター	羽根木 1-6-14	03-3322-7691	井の頭線(新代田)	代田 4~6 丁目、羽根木 1~2 丁目、大原 1~2 丁目
北沢まちづくりセンター	北沢 2-8-18	03-5478-8020	小田急線・井の頭線(下北沢)	北沢 1~5 丁目
松原まちづくりセンター	松原 2-17-36	03-3321-4186	京王線・井の頭線(明大前)	松原 1~6 丁目
松沢まちづくりセンター	赤堤 5-31-5	03-3323-8391	京王線・世田谷線(下高井戸)	赤堤 1~5 丁目、桜上水 1~5 丁目
奥沢まちづくりセンター	奥沢 3-5-7	03-3720-3111	目黒線(奥沢)	東玉川 1~2 丁目、奥沢 1~3 丁目
九品仏まちづくりセンター	奥沢 7-35-4	03-3703-2341	大井町線(九品仏)	玉川田園調布 1~2 丁目、奥沢 4~8 丁目
等々力まちづくりセンター	等々力 2-28-5	03-3702-2143	大井町線(等々力)	玉堤 1~2 丁目、等々力 1~8 丁目、尾山台 1~3 丁目
上野毛まちづくりセンター	中町 2-33-11	03-3705-1361	大井町線(上野毛)	上野毛 1~4 丁目、野毛 1~3 丁目、中町 1~5 丁目

施設名	所在地	電話番号	最寄りの駅、 バス停	管轄区域
用賀まちづくりセンター	用賀 2-29-22	03-3700-9120	田園都市線 (用賀)	上用賀1~6丁目、用賀1~4丁目、玉川台1~2丁目
二子玉川まちづくりセンター	玉川 4-4-5	03-3707-0733	大井町線・田園都市線(二子玉川)	玉川1~4丁目、瀬田1~5丁目
深沢まちづくりセンター	駒沢 4-33-12	03-3422-8391	バス停 (新町1丁目)	駒沢3~5丁目、新町1~3丁目、桜新町1~2丁目、深沢1~8丁目、駒沢公園
祖師谷まちづくりセンター	祖師谷 4-1-23	03-3482-2201	小田急線 (祖師ヶ谷大蔵)	祖師谷1~6丁目、千歳台1~2丁目
成城まちづくりセンター	成城 6-2-1	03-3482-1348	小田急線(成城学園前)	成城1~9丁目
船橋まちづくりセンター	船橋 4-3-2	03-3482-0341	小田急線 (千歳船橋)	船橋1~7丁目、千歳台3~6丁目
喜多見まちづくりセンター	喜多見 5-11-10	03-3417-3401	バス停(次大夫堀公園前)	喜多見1~9丁目、宇奈根1~3丁目、鎌田1~4丁目
砧まちづくりセンター	砧 5-8-18	03-3417-3405	バス停(成育医療研究センター前)	岡本1~3丁目、大蔵1~6丁目、砧1~8丁目、砧公園
上北沢まちづくりセンター	上北沢 4-32-9	03-3303-0111	京王線(八幡山)	上北沢1~5丁目、八幡山1~3丁目
上祖師谷まちづくりセンター	上祖師谷 2-7-6	03-3305-8611	バス停(駒大グラウンド前)	上祖師谷1~7丁目、粕谷1~4丁目
烏山まちづくりセンター	南烏山 6-2-19	03-3300-5420	京王線(千歳烏山)	給田1~5丁目、南烏山1~6丁目、北烏山1~9丁目

## 災害等情報源一覧

### ラジオ

区内の地震情報、被害状況や安否情報、生活情報などの災害情報をエフエム世田谷(周波数 FM83.4 MHz)でお知らせします。  
また、Listen Radio リスラジをインストールすることで、スマートフォン・タブレットでも聞くことができます。



エフエム世田谷

### テレビ

テレビのリモコン「dボタン」を押すと、その地域に特化した気象情報、避難勧告などの避難情報、避難所開設情報などを得ることができます。  
また、ケーブルテレビ各社では、区内の身近な災害情報などを提供します。

### 防災行政無線と聞きなおしサービス

区内 189 か所に設置された防災無線塔からの放送により、災害情報などをお知らせします。  
また、防災無線塔から放送された内容を電話で聞きなおすことができます。  
【専用電話番号 03-5481-4701】(通話料がかかります)

### 世田谷区ホームページ

世田谷区のホームページで災害情報などをお知らせします。<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

### Twitter(ツイッター)

災害情報などを配信します。ツイッターに登録した上で@setagaya\_kiki をフォローしてください。

### Facebook(フェイスブック)

災害情報などを配信します。アカウント名:世田谷区(city.setagaya)  
<https://www.facebook.com/city.setagaya/>



Twitter



世田谷区 HP

### 災害・防犯情報メール配信サービス

あらかじめメールアドレスを登録された方を対象に、災害・防犯情報を電子メールで送信します。(パソコン、携帯電話、PHS で受信可)  
<http://www.bousai-mail.jp/setagaya/>

### 災害情報テレホンサービス

世田谷区の気象情報などを聞くことができます。【電話番号 0180-99-3151】(通話料がかかります)

### 緊急速報メール

配信時に世田谷区内にいる方の携帯電話などに、避難情報などを一斉にお知らせします。

### 防災マップアプリ(日本語、英語、中国語、ハングル)

あらかじめこのアプリをスマートフォン、タブレットにインストールしておくことで、通信ができない状況でも地図で避難所等の確認などができます。アプリは Google Play と App Store でダウンロードできます。詳しくは区のホームページをご覧ください。

この冊子は、令和元年12月21日時点のものです。メニューの追加及び内容に変更が生じる可能性があります。内容に変更が生じた際には、冊子内容を更新するほか、区のホームページにも掲載します。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用にならない場合もあります。詳細については、各支援制度に記載されている問い合わせ先にご相談ください。